

日本海エル・エヌ・シー企業行動指針

2023年10月

目 次

<i>I 企業行動についての基準</i>	1
1. LNGの安定供給.....	1
2. 基地安全の確保.....	1
3. 地域とともに.....	1
4. 法令の遵守.....	1
5. 企業倫理の徹底.....	1
6. 行為規制の遵守の徹底と公正な競争の確保.....	2
7. 公正な取引の確保.....	2
8. 知的財産権の保護.....	2
9. 政治・行政との健全かつ正常な関係維持.....	2
10. 贈答と接待.....	2
11. 環境保全活動.....	2
12. 企業情報の公開.....	2
<i>II 会社と従業員の関係に係わる基準</i>	3
1. 創造性豊かな企業風土の醸成.....	3
2. 改善していく組織文化の醸成.....	3
3. 個人の尊重.....	3
4. 性別等による差別の禁止.....	3
5. インサイダー取引の禁止.....	3
6. 公私のけじめ.....	4
7. 個人情報の保護.....	4
8. 情報管理の徹底.....	4
9. 業務外活動における誠実な行動.....	4
<i>III 経営トップ、管理職の対応</i>	5
1. 本指針の精神の徹底.....	5
2. 経営トップの責務.....	5

I 企業行動についての基準

1. LNGの安定供給

公益性の高い事業に携わる者として、その使命と社会的責任を自覚し、LNGの安定供給を通じて、地域社会の持続的な発展と繁栄に貢献します。

また、社会的要請・お客さまニーズ等を踏まえ、常に新たな価値を創造し、挑戦と変革に積極的かつ継続的に取り組みます。

2. 基地安全の確保

安全の確保はすべての事業活動において最優先事項であるとの認識に立ち、安全に関する法令等を遵守することはもとより、保有する設備については、常に安全確保のために必要な対策を確実に実施し、現場の作業手順・環境などについては、安全第一を徹底し、公衆および作業従事者の安全確保に努めます。

また、現場における重要な安全に関わる情報について、関係者間での共有と活用を図ります。

3. 地域とともに

地域社会の一員として、地域交流活動を通じ、地域の方々に当社の事業内容、保安防災活動、環境保全活動などを広く紹介するとともに、地域社会との協調・協力を図り、相互理解に基づく信頼関係を構築していきます。

また、地域の発展や社会貢献に寄与する活動を積極的に行います。

4. 法令の遵守

当社事業に関わる全ての法令と法の精神の遵守を徹底し、法令等に基づく手続きや記録・管理の取扱いを確実に行います。

5. 企業倫理の徹底

経営の進め方や業務の処理等の企業行動の決定にあたり、常に企業倫理を徹底します。

特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対応します。

6. 行為規制の遵守の徹底と公正な競争の確保

ガス事業法に規定する行為規制の遵守を徹底するとともに、事業者間の公正な競争の確保に努めます。

7. 公正な取引の確保

取引に関する法令等を遵守し、公正かつ自由な競争を前提に、優れた財およびサービスを経済合理性に基づき選択します。

8. 知的財産権の保護

当社の知的財産権を保護・活用するとともに、他人の知的財産権を尊重します。

9. 政治・行政との健全かつ正常な関係維持

公益性の高い事業に携わる者として、政治、行政との関わりにおいて依存意識を排除し、贈賄や違法な政治献金、利益供与を決して行いません。

また、誤解を招くような行動も行いません。

10. 贈答と接待

社会通念上常識の範囲を超えるお取引先からの贈物および接待は受けません。贈物をする場合および接待する場合も同じです。

11. 環境保全活動

省エネの実践や循環型社会の形成に向けた環境マネジメントシステム活動の積極的な推進などにより、環境負荷の低減に貢献します。

また、環境保全活動に関する情報を広く公開します。

12. 企業情報の公開

社会的規範や自らの判断に基づいて、お客さま、地域の方々、株主の皆さま、お取引先の方々、従業員などに対し、企業情報を積極的に公開します。

Ⅱ 会社と従業員の関係に係わる基準

1. 創造性豊かな企業風土の醸成

自由闊達で創造性を最大限発揮できる風通しの良い職場環境づくりを推進し、経営課題に対し果敢に挑戦し変革しつづける企業風土を醸成します。

2. 改善していく組織文化の醸成

不適切な事象が確認された場合は、積極的に受け止めてそれを改善していく組織文化を醸成します。

これにより、適法性や倫理性が問われる事態が発生することを未然に防止するよう努めます。

3. 個人の尊重

人間尊重の経営を基本とし、従業員一人ひとりの人権や人格、個性およびプライバシーを尊重します。

4. 性別等による差別の禁止

従業員の性別・年齢・障がい・人種・国籍・出身地・思想・信条・宗教等に基づく差別を行いません。

また、職場における暴力的行為、暴言、嫌がらせなど、ハラスメント行為を容認しません。

5. インサイダー取引の禁止

会社の重要情報を知り得る立場にある役員および従業員が、その情報の公表の前に、企業グループおよび他上場会社の株式等の取引を行い、個人的な利益を得ることは行いません。

6. 公私のけじめ

公私の区別に留意して行動します。特に、就業時間内における私的な行為、会社財産の私的目的での使用などは行いません。

7. 個人情報の保護

個人情報の取り扱いにあたっては、その重要性を十分認識し、個人情報保護法等の関連法令の遵守を徹底します。具体的には、従業員の個人情報については、法令上の要求や正当な業務上の必要性がない限り、本人の同意がなければ、開示しません。

また、業務上必要とする個人情報については、利用目的を明示したうえで、適正な方法により収集し、漏洩などが起きないように管理を徹底するとともに、明示した目的以外では利用しません。

8. 情報管理の徹底

在職中または退職後を問わず業務上知り得る情報で、未公表の会社経営に関する情報、お客さまに関する情報、株主の皆さまに関する情報、お取引先の方々にに関する情報、役員および従業員に関する情報などについて、ソーシャルメディア等への投稿を含め、開示、漏洩はしません。

9. 業務外活動における誠実な行動

私的な活動においても、社会的常識および公益性の高い事業に携わる者としての高い倫理観に基づき、誠実に行動します。

特に、飲酒運転など、社会に危険を及ぼし、会社の信用を失墜させるような行為は、絶対に行いません。

Ⅲ 経営トップ、管理職の対応

1. 本指針の精神の徹底

役員および管理職は、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、関係者に周知徹底し、倫理観の涵養に努めます。

また、社内外の声を常時把握するよう努め、企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。

2. 経営トップの責務

法令違反その他本指針に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたることを社内外に表明し、原因究明、再発防止を図ります。

また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にしたうえ、自らも含めて厳正な処分を行います。

以上